

近畿の未利用食品活用サポートネットワーク実施要領

令和7年5月27日

近畿農政局長

第1 目的

令和6年5月に改正された「食料・農業・農村基本法」は、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興を基本理念として掲げ、関連する基本的施策を定めたところである。特に、食料安全保障については、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れる状態」と定義し、国は、地方公共団体、食品関連事業者その他の関係者と連携し、食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の運送手段の確保等の必要な施策を講ずることが規定されたところである。

近畿農政局ではこれまで、食品ロス削減の一環として、食品関連事業者から発生した未利用食品をフードバンクへ提供することを推進してきたところであるが、食品関連事業者からは、未利用食品の提供先の情報が少ないこと、昨今のエネルギー価格や原材料費等の高騰に伴い企業の経営環境が厳しい状況であり、フードバンクへの食品提供に係る運送費の負担などが課題との声も聞かれる状況にある。

これら課題を解決し、さらなる食品ロス削減を推進するためには、未利用食品に係る出し手である食品関連事業者の情報を近畿農政局が仲立ちとなって収集・把握し、受け手であるフードバンクと共有するとともに、宅配事業者との連携により、三者の取引の円滑化を図ることが有効と思料される。

このため、近畿農政局を中心に、食品関連事業者の未利用食品の有効活用を宅配事業者及びフードバンクがサポートする仕組み「近畿の未利用食品活用サポートネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」を構築し、その実施に必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

- 1 「未利用食品」とは、主として、製造段階で余剰となった食品及び包装の印字のズレや外箱の変形などから、製品の品質面では問題ないものの通常の販売が困難である食品をいう。
- 2 「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
 - (2) 飲食店業その他食事の提供を伴う事業を行う者
- 3 「宅配事業者」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる運送であって、重量 30 キログラム以下の一口一個の貨物を特別な名称を付して運送する「宅配便」を業として行う者をいう。なお、宅配事業者は、近畿地域に運送拠点等の運送ネットワークを有し、集荷した未利用食品の翌日運送及びコールドチェーン対応が可能であることが望ましい。
- 4 「フードバンク」とは、食品関連事業者及びその他の者から未利用食品等まだ

食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者に対し、これを無償で提供する団体・活動する者という。

第3 ネットワーク参加者

- 1 ネットワークに参加する食品関連事業者は、近畿管内の食品関連事業者を対象に、未利用食品の発生抑制及び有効活用を目的として別に定める「近畿未利用食品活用協議会規約」に基づき入会し、当規約により設立する「近畿未利用食品活用協議会」の会員（以下「協議会会員」という。）とする。
- 2 ネットワークに参加する宅配事業者は、別記様式1号の登録申請書を近畿農政局経営・事業支援部食品企業課（以下「事務局」という。）へ提出し、事務局が登録した宅配事業者（以下「登録宅配事業者」という。）として名簿を近畿農政局ホームページにて掲載した者とする。
- 3 ネットワークに参加するフードバンクは、近畿農政局ホームページに掲載されているフードバンク団体であって、別記様式第1号の登録申請書を事務局へ提出し、事務局が登録したフードバンク（以下「登録フードバンク」という。）として名簿を近畿農政局ホームページにて掲載した者とする。ただし、近畿農政局ホームページに掲載されていない者であっても、フードバンクの目的で活動している者であって、近畿農政局が認める者は登録申請できるものとする。
- 4 登録宅配事業者及び登録フードバンクが登録の抹消を希望する場合は、別記様式第2号により事務局へ登録抹消申請書を提出することによるものとし、事務局が申請書を受理した時点で、当該登録の抹消が確定するものとする。
- 5 登録宅配事業者及び登録フードバンクが次の各号のいずれかに該当する場合、事務局は当該登録を抹消するものとする。
 - (1) 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められるとき
 - (2) 虚偽の情報を提供するなど、協議会会員、登録宅配事業者、登録フードバンク、事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められるとき
 - (3) 本実施要領の規定に違反した又はネットワークの信用を著しく害したと認められるとき
 - (4) 暴力団等反社会勢力であること、又は反社会的勢力との関係があることが判明したとき
 - (5) その他ネットワークの運営にあたり重大な支障が生じると認められるとき

第4 事業内容

ネットワークの事業内容は次のとおりとする。

食品関連事業者は、未利用食品の発生抑制に努め、それでも発生した未利用食品を有効に活用できるよう、発生した未利用食品をフードバンクへ迅速に提供する。宅配事業者は、未利用食品の運送に当たって、食品関連事業者とフードバンク間の迅速な運送をサポートする。フードバンクは、提供を受けた未利用食品を、適切に活用する

とともに、活用状況を報告する。事務局は、食品関連事業者からの未利用食品の情報をフードバンクに提供し、関係者間の情報共有をサポートするとともに、未利用食品に係る活用状況及び提供実績について近畿農政局ホームページで公表する。

第5 未利用食品の取扱い

ネットワーク内で行う未利用食品の提供については、食品寄附等に関する官民協議会がとりまとめ、令和6年12月25日付で公表した「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（以下「ガイドライン」という。）」を遵守することとする。

また、未利用食品の取扱いに関する事項は、未利用食品を提供する協議会会員と提供を受けるフードバンク間で個別に取り決めるものとする。

第6 実施手順

ネットワークの運用は次の手順で実施するものとする。

- 1 協議会会員は、未利用食品が発生し、フードバンクへ提供しようとする場合には、その情報（商品分類、数量、サイズ等）について、別途近畿農政局が定めた様式（以下「様式」という。）により事務局に提供する。
- 2 事務局は、協議会会員から提供のあった未利用食品の提供に係る情報について取りまとめ、登録フードバンクへ電子メールで提供する。ただし、未利用食品の提供に係る情報の受付は随時受け付けるが、電子メールによる情報の提供は、基本的に近畿農政局の開庁時間内とする。
- 3 事務局から提供された未利用食品の情報を受け、引取りを希望する登録フードバンクは、連絡時間、連絡方法について、提供された様式に記載された内容に基づき、協議会会員へ引取希望を連絡する。
- 4 登録フードバンクは、引取り希望の連絡を受けた協議会会員と提供に係る詳細（量、時期、使用する包材等）について協議の上、別記様式第3号を食品関連事業者へ提出し、ガイドラインの記載例を参考に合意書の締結を行う。
- 5 協議会会員は、提供が確定した未利用食品について、様式を準用し、速やかに事務局へ電子メールで提供数量を報告する。
- 6 未利用食品について、登録フードバンクからの提供希望が無い場合及び賞味期限または消費期限が短い場合は、協議会会員自らが登録フードバンクを選択し引取りの可否について打診することを妨げない。
- 7 登録宅配事業者は、協議会会員から依頼を受けて登録フードバンクに未利用食品を運送する。なお、登録フードバンクが自ら運送する場合は、この限りではない。
- 8 登録フードバンクは、未利用食品を引き取った際には速やかに別記様式第4号による受領書を未利用食品の提供元である協議会会員へ提出する。併せて、受領書の写しを事務局へ提出する。

第7 登録宅配事業者及び登録フードバンクにおける未利用食品情報の取扱い

登録宅配事業者及び登録フードバンクは、ネットワークを通じて得た未利用食品の

提供に係る情報について守秘を徹底し、第三者に開示、公表又は漏洩してはならない。ただし、登録フードバンクが提供元である協議会会員と協議の上公表する場合は、この限りではない。

第8 未利用食品の活用状況報告

未利用食品の提供を受けた登録フードバンクは、当該食品の全てを活用後、速やかに別記様式第5号により、事務局及び提供元である協議会会員へ活用状況を報告する。

第9 未利用食品提供の報告

協議会会員は、ネットワークを通じた未利用食品の1年分の提供実績を毎年3月末時点で取りまとめ、当該年度の6月末までに別記様式第6号により事務局へ報告するものとする。

第10 情報公開

事務局は第8によって報告された、未利用食品の活用状況報告及び第6の5項及び第9の報告により得た未利用食品提供の提供実績について概要を取りまとめ、近畿農政局ホームページにて公表するものとする。

第11 記録の保管

協議会会員、登録宅配事業者、登録フードバンク及び事務局は、ネットワークを通じた未利用食品の提供に関する情報を記録し、これを1年以上保存する。また事務局からの求めに応じて、その記録を開示・報告するものとする。

第12 個人情報保護に係る対応

協議会会員、登録宅配事業者及び登録フードバンクは、ネットワークを通じて得た個人情報については、情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、未利用食品の活用以外に利用してはならない。なお、協議会会員及び登録宅配事業者の秘密情報（事業実施者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

第13 暴力団排除に関する誓約

登録宅配事業者及び登録フードバンクは、別紙の暴力団排除に関する誓約事項についてネットワーク登録申請前に確認しなければならず、第3の登録申請書の提出をもってこれに同意したものとみなす。

附 則

この実施要領は、近畿農政局長の承認のあった日（令和7年5月27日）から施行する。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴局の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、登録申請書の提出をもって誓約します。

年 月 日

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 宛

住所
組織名
代表者名

近畿の未利用食品活用サポートネットワーク登録申請書

近畿の未利用食品活用サポートネットワークにつきまして、登録申請します。

住所	〒
組織名	
代表者名	
担当者 (部署、役職、氏名)	部署： 役職： 氏名：
担当者連絡先 (電話番号、アドレス)	電話： アドレス
その他 (組織のホームページ等)	URL：

- 添付資料
- 1 定款
 - 2 役員名簿
 - 3 組織概要 (組織図、事業内容が確認できるもの等)
 - 4 財務諸表

別記様式第2号

年 月 日

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 宛

住所
組織名
代表者名

近畿の未利用食品活用サポートネットワーク登録抹消申請書

近畿の未利用食品活用サポートネットワークについて、登録抹消を希望するので、申請します。

年 月 日

社名（協議会会員）

フードバンク等名
代表者

未利用食品の提供希望申請書

近畿の未利用食品活用サポートネットワーク実施要領第6の4に基づき、〇年〇月〇日付けで提示されました貴社の未利用食品について、下記のとおり提供希望するので申請します。なお、受入れ及び提供後の取扱いについては、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」を遵守し、適正に取り扱うこととします。

記

掲示板掲載日	
提供希望商品分類等 (可能であれば商品名)	
数量	
保存方法	
使用予定	
受入れ場所	
備考（冷蔵庫・冷凍庫の有無等）	

年 月 日

社名（協議会会員）

フードバンク等名
代表者

未利用食品の受領書

近畿の未利用食品活用サポートネットワーク実施要領第6の8に基づき、貴社の未利用食品について、下記のとおり受領しましたのでお知らせします。なお、未利用食品の受領後の取扱いについては、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」を遵守し、適正に取り扱うこととします。

記

受領日	○年○月○日
受領商品分類等 (可能であれば商品名)	
数量	
保存方法	
使用予定	
受領場所	
備考	

年 月 日

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 宛
社名（協議会会員）

フードバンク等名
代表者

活用状況報告書

近畿の未利用食品活用サポートネットワーク実施要領第8に基づき、〇年〇月〇日に受領しました未利用食品について、下記のとおり活用したのでお知らせします。

記

受領日	〇年〇月〇日
提供元の食品関連事業者名	
商品分類 (可能であれば商品名)	
数量	
保存方法	
提供先、提供年月日及び数量 (※)	① 提供先 (提供年月日) 〇キロ (〇箱) ② 提供先 (提供年月日) 〇キロ (〇箱) ③ 提供先 (提供年月日) 〇キロ (〇箱) (行が足りない場合は適宜追加する)
受渡場所	① 〇〇 ② 〇〇 ③ 〇〇 (行が足りない場合は適宜追加する)
備考	

(注) 提供先の写真があれば、併せて報告する。

(※) 公表対象となりますので、ご注意ください。

年 月 日

近畿農政局 経営・事業支援部 食品企業課 宛

社名（協議会会員）

○年度未利用食品の提供実績報告

近畿の未利用食品活用サポートネットワーク実施要領第9に基づき、○年度における未利用食品の提供実績について下記のとおり報告します。

記

提供年月	商品分類等 (可能であれば商品名)	提供先	数量(単位)

(注) 行が足りない場合は適宜追加する。